

長 建 産 発 第 1 4 号  
令 和 2 年 5 月 1 日

会 員 各 位

長崎県建設産業団体連合会  
会 長 谷 村 隆 三  
[ 公 印 省 略 ]

新型コロナウイルス感染症の発生により申告・納付が困難な場合における  
国税の取扱いについて

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年4月20日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者への対応として、「現行法令に基づく期限の延長や納付の猶予等も含め、納税緩和措置等が早期に活用されるよう、引き続き、国民からの問い合わせや相談を待つだけでなく周知広報を積極的に行う」とされたところであります。

これに関連して、全国建産連を通じ国税庁長官官房総務課より別添のとおり国税の取扱いに関するパンフレットの周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。